# 平成30年(再イ)第19号

奈良県橿原市中曽司町150番地の75 再生債務者 大前 司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月10日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

#### | 平成30年(再イ)第42号

奈良県大和高田市大字田井42番地7 再生債務者 坂本 真祐

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月10日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

#### 平成30年(再イ)第43号

奈良県橿原市西池尻町163番地の2 再生債務者 更谷 弘美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月10日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

#### 平成30年(再イ)第49号

奈良県香芝市鎌田619番地4

再生債務者 中川さつき

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月10日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

#### 平成30年(再イ)第208号

北九州市小倉北区新高田1丁目21番3号 再生債務者 溝部 直喜

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月10日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

### 平成31年(再イ)第3号

札幌市厚別区厚別中央3条4丁目4番1-405号

再生債務者 鈴木恵美子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月13日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

札幌地方裁判所民事第4部

### 平成30年(再イ)第17号

石川県加賀市小菅波町平63番地1 ハイライフ加賀204号室

再生債務者 吉井 誠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月13日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日 金沢地方裁判所小松支部

#### | 平成31年(再イ)第4号

福井市若杉3丁目1602番地 パークハイム若 杉201

再生債務者 笈田 真芳

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月13日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

福井地方裁判所

### | 平成30年(再イ)第26号

山口市矢原1285番地5 シャーメゾンLib erte A102

再生債務者 松村純一郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和元年5月13日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。

令和元年5月14日

山口地方裁判所

# 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢45~65歳位の女性、 中肉、身長160cm位、頭髪は白髪混じりで茶色 に染色、黒色長袖カーディガン、茶色ストライ プ長袖シャツ、黒色長袖肌着、黒色キャミソー ル、黒色長ズボン、黒色パンツ、黒色靴下、所 持金品なし

上記の者は、平成31年4月5日午前7時55分頃に愛知県東海市新宝町地内沿岸から南方約5メートルの名古屋港湾域海上にて発見されました。平成31年4月2日頃から同年同月4日頃に死亡したものと推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は保管してありますので、心当たりのある方は当市社会福祉課まで申し出てください。

令和元年5月28日

愛知県

東海市長 鈴木 淳雄

# 特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物等について、その所有者等を確知できないため、同法第14条第10項の規定により公告する。

令和元年5月28日 海南市長 神出 政巳

- 1 建築物等の所在地
  - 海南市大野中401番地3
- 2 所有者等に命ずる必要な措置の内容 当該建築物等の除却
- 3 措置を命ずるに至った事由

当該建築物等は、建築物の一部が崩落し、前 面市道にさらなる崩落が予想される等、保安上 危険な状態にあるほか、建築物全体に草木が繁 茂し、著しく景観を損なっている状態にあるた め。

4 措置の期限 令和元年6月27日 ##四大では世界が行われたい担合は

期限までに措置が行われない場合は、海南市 長またはその命じた者若しくは委任した者が措 置を行う。

5 海南市役所の掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、海南市公告式条例第2条第2項に規定する海南市役所前掲示場等において掲示する。

### 会社その他の公告

# 解散公告

申し出下さい。する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内におする方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお議により解散いたしましたので、当社に債権を有当社は、平成三十一年四月三十日株主総会の決

ら徐子します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和元年五月二十八日

地三七三 彦一本舖株式会社北海道旭川市東鷹栖東二条二丁目一三七番

**化表情算人 左藤 一姿** 

# 解散公告

申し出下さい。する古掲載の翌日から二箇月以内におする方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお議により解散いたしましたので、当社に債権を有当社は、平成三十一年四月三十日株主総会の決

ら徐斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和元年五月二十八日

株式会社セイチ北海道苫小牧市春日町三丁目一一番二〇号

**化表情算人 葛森 俗**麥

清算人 宮本 妙子

# 解散公告

お申し出下さい。有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に当社は、解散いたしましたので、当社に債権を

ら徐斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令和元年五月二十八日

番地四 有限会社偕宝建設青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字宮本九八

#### 解数公告

箇月以内にお申し出下さい。人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二月総会の決議により解散いたしましたので、当法当法人は、平成三十一年三月三十一日開催の社

ら除斥します。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

令仰元年五月二十八日

号室仙台市太白区富沢二丁目一一番五号一〇五

エヌピーオー 清算人 大内 健市特定非営利活動法人みやぎセキュリティ